

1. 事業の必要性・概要

POPs 条約の締約国としての義務を履行するため、条約対象物質の国内における環境汚染実態の長期継続的な監視と解析・評価等を行う必要がある。

また、東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬（沖縄県）で高頻度の監視を行い、POPs 条約の有効性評価に役立てる。

さらに、今般中国における深刻な大気汚染が問題となっており、国内においても越境汚染が懸念されている。

特に、難分解性、高蓄積性、そして長距離移動性を特性とする有機汚染化学物質（POPs）について、大陸からの POPs 流入状況を的確に把握することは、我が国における環境汚染対策を検討する上で重要な基礎資料となるとともに、POPs 条約で求められる義務を果たすなど、国際的な議論にも役立てることができる。

2. 事業計画（業務内容）

（1）POPs 条約に基づく国内 POPs 残留状況の監視

- ① POPs 21 物質について、最新の汚染実態を把握するため、国内の大気、水質、底質、生物（魚類、鳥類等）及びヒト生体等のモニタリング調査を実施する。
- ② 東アジア地域のバックグラウンドと位置づけられている辺戸岬（沖縄県）において高頻度（調査頻度：3 日間（連続）/月×12 ヶ月）の監視を行う。

（2）POPs の越境汚染に係る高頻度監視

国内の人間活動の影響が少なく、かつ日本に対して大陸の影響を確認することに適した場所として、SPM や PM2.5 の測定情報が得られる一般環境大気測定局がある五島（長崎県）において、大陸からの POPs 流入状況を的確に把握するために、高頻度に POPs 残留状況の監視を実施する。

➤ 調査地点：五島（長崎県）

➤ 調査頻度：15 日間（連続）/月×12 ヶ月と高頻度に調査を実施

3. 施策の効果

国内及び国際的な環境実態を監視することとした POPs 条約第 11 条に係る義務を適切に履行することによって、得られた情報を POPs 条約第 16 条の条約の有効性評価に役立てるなど、国際的貢献にも寄与する。

また、POPs の越境汚染に係る高頻度モニタリングを実施することで、大陸から我が国への POPs 流入状況を的確に把握し、得られた結果を国内における環境汚染対策に活用する。

POPs条約総合推進費 —全国POPs残留状況の監視事業—

POPsの越境汚染に係る高頻度監視

26年度要求額 208百万円(103百万円)、支出予定先 民間団体等

POPs (Persistent Organic Pollutants : 残留性有機汚染物質)

- ①毒性があり
- ②難分解
- ③高蓄積性
- ④長距離移動性

調査概要

ハイボリュームエアサンプラーで大気を採取し分析

調査地点：五島(長崎) ← 国内における人間活動の影響が少なく、大陸の影響を確認することに適しており、SPM・PM2.5を24時間常時監視している一般環境大気測定局

調査頻度：15日間(連続)/月×12ヶ月と高頻度に調査を実施

大陸からのPOPsの流入状況を把握

